

# 国民年金保険料を口座振替で前納するとおトクです

国民年金保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引になります。

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると、

現金払いでは、3,000円の割引、口座振替では、3,550円（550円増）の割引となります。

（6ヶ月前納も口座振替が有利です。）

口座振替日は4月30日（今年は4月30日が休日のため5月1日）です。

なお、既に口座振替で1年度分を前納されている方は、あらためて届出をする必要はありません。

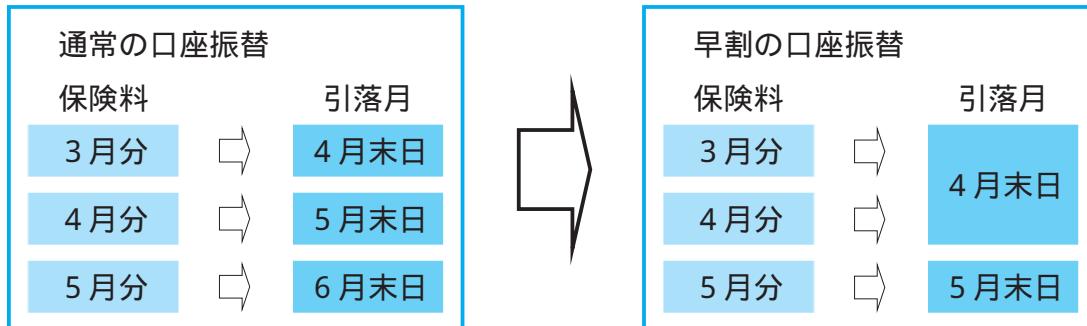
口座振替での1年度分の前納は、平成19年3月初旬までに社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、役場保健福祉課戸籍年金係または、旭川社会保険事務所へお早めにお申し込みください。

月々の口座振替も早割（当月保険料の当月末引落し）にするとおトクです。

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引落しとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

## 【早割のイメージ図】

平成19年3月初旬に事前登録された場合



口座振替日は、月末が金融機関非営業日の場合は翌営業日

口座振替のお申込みは、役場戸籍年金係窓口または社会保険事務所、口座をお持ちの金融機関、郵便局の窓口で手続きを行っていただか、申込用紙を社会保険事務所へ郵送する必要があります。

申込用紙は、役場戸籍年金係窓口または旭川社会保険事務所に備え付けているほか、社会保険庁ホームページからプリントアウト（印字）することもできます。（振替方法の変更も同じ申込用紙となります。）

手続きには、金融機関届出印のほか基礎年金番号の記入が必要となりますので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替でのお申込みとなります。